

貿易保険法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

| | |
|--|----|
| ○貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号) | 1 |
| ○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号) | 44 |
| ○沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号) | 47 |
| ○中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第三十九号) | 48 |
| ○中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号) | 50 |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>貿易保険法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 独立行政法人日本貿易保険</p> <p>第一節 総則（第三条―第七条）</p> <p>第二節 役員及び職員（第八条―第十二条）</p> <p>第三節 業務等（第十三条―第十八条）</p> <p>第四節 雑則（第十九条―第二十一条）</p> <p>第三章 貿易保険</p> <p>第一節 総則（第二十二条―第二十六条）</p> <p>第二節 普通貿易保険（第二十七条―第三十条）</p> <p>第三節 出資外国法人等貿易保険（第三十一条―第三十三条）</p> <p>第四節 貿易代金貸付保険（第三十四条―第三十六条）</p> <p>第五節 為替変動保険（第三十七条―第三十九条）</p> <p>第六節 輸出手形保険（第四十条―第四十四条）</p> <p>第七節 輸出保証保険（第四十五条―第四十八条）</p> <p>第八節 前払輸入保険（第四十九条―第五十一条）</p> <p>（削る）</p> <p>第九節 海外投資保険（第五十二条・第五十三条）</p> <p>第十節 海外事業資金貸付保険（第五十四条―第五十六条）</p> <p>第四章 政府の再保険（第五十七条―第六十一条）</p> | <p>貿易保険法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 独立行政法人日本貿易保険</p> <p>第一節 総則（第三条―第七条）</p> <p>第二節 役員及び職員（第八条―第十二条）</p> <p>第三節 業務等（第十三条―第十八条）</p> <p>第四節 雑則（第十九条―第二十一条）</p> <p>第三章 貿易保険</p> <p>第一節 総則（第二十二条―第二十六条）</p> <p>第二節 普通輸出保険（第二十七条―第二十九条）</p> <p>（新設）</p> <p>第三節 輸出代金保険（第三十条―第三十三条）</p> <p>第四節 為替変動保険（第三十四条―第三十六条）</p> <p>第五節 輸出手形保険（第三十七条―第四十一条）</p> <p>第六節 輸出保証保険（第四十二条―第四十五条）</p> <p>第七節 前払輸入保険（第四十六条―第四十八条）</p> <p>第八節 仲介貿易保険（第四十九条―第五十一条）</p> <p>第九節 海外投資保険（第五十二条・第五十三条）</p> <p>第十節 海外事業資金貸付保険（第五十四条―第五十六条）</p> <p>第四章 政府の再保険（第五十七条―第六十一条）</p> |

第五章 罰則（第六十二条―第六十四条）
附則

第一章 総則

（定義）

2 第二条（略）

3 | この法律において「仲介貿易契約」とは、本邦法人又は本邦
人が一の外国の地域において生産され、加工され、又は集荷さ
れる貨物を他の外国の地域に販売し、又は賃貸する契約であつ
て、政令で定める事項についての定めがあるものをいう。

4 | この法律において「仲介貿易者」とは、仲介貿易契約の当事
者であつて、貨物を販売し、又は賃貸するものをいう。

5 | この法律において「技術提供契約」とは、本邦法人又は本邦
人が外国の政府、地方公共団体若しくはこれらに準ずる者（以
下「外国政府等」という。）、外国法人又は外国人に対して、
技術の提供又はこれに伴う労務の提供をする契約であつて、政
令で定める事項についての定めがあるものをいう。

6 | この法律において「技術提供者」とは、技術提供契約の当事
者であつて、技術の提供又はこれに伴う労務の提供をするもの
をいう。

7・8 | （略）
（削る）

第五章 罰則（第六十二条―第六十四条）
附則

第一章 総則

（定義）

2 第二条（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

3 | （略）
4 | （略）

5 | この法律において「技術提供契約」とは、外国において技術
の提供又はこれに伴う労務の提供をする契約であつて、政令で
定める事項についての定めがあるものをいう。

(削る)

(削る)

(削る)

9| この法律において「出資外国法人等」とは、本邦法人又は本邦人の出資に係る外国法人又は外国人（本邦法人又は本邦人と役員のパ遣その他の継続的な経済関係を有する外国法人又は外国人を含む。）であつて、経済産業省令で定めるものをいう。

10| この法律において「出資外国法人等販売契約」とは、出資外国法人等が、その本店又は主たる事務所が所在する外国の地域において生産され、加工され、又は集荷される貨物を販売し、又は賃貸する契約であつて、政令で定める事項についての定めがあるものをいう。

11| この法律において「出資外国法人等仲介貿易契約」とは、出資外国法人等が一の国（出資外国法人等の本店又は主たる事務所が所在する外国を除く。）の地域において生産され、加工され、又は集荷される貨物を他の国（出資外国法人等の本店又は主たる事務所が所在する外国を除く。）の地域に販売し、又は

6| この法律において「技術提供者」とは、技術提供契約の当事者であつて、技術の提供又はこれに伴う労務の提供をするものをいう。

7| この法律において「輸出代金貸付契約」とは、輸出契約に基づく輸出貨物（第三十条第二項の政令で定める貨物に限る。）の代金若しくは賃貸料又は技術提供契約に基づく技術若しくは労務の提供の対価の支払に充てられる資金を外国の政府、地方公共団体若しくはこれらに準ずる者（以下「外国政府等」という。）、外国法人又は外国人に貸し付ける契約であつて、政令で定める事項について定めがあるものをいう。

8| この法律において「輸出代金貸付者」とは、輸出代金貸付契約の当事者であつて、資金を貸し付けるものをいう。

(新設)

(新設)

(新設)

賃貸する契約であつて、政令で定める事項についての定めがあるものをいう。

12| この法律において「出資外国法人等技術提供契約」とは、出資外国法人等が技術の提供又はこれに伴う労務の提供をする契約であつて、政令で定める事項についての定めがあるものをいう。

13| この法律において「貿易代金貸付」とは、本邦法人若しくは本邦人又は外国法人若しくは外国人が行う外国政府等、外国法人若しくは外国人に対する次に掲げるものの支払に充てられる資金に充てられる貸付金に係る債権若しくは当該資金を調達するために発行される外国政府等若しくは外国法人の公債、社債その他これらに準ずる債券（以下「貿易代金貸付金債権等」という。）の取得又は当該資金に充てられる外国政府等、外国法人若しくは外国人の借入金若しくは当該資金を調達するために発行される外国政府等若しくは外国法人の公債、社債その他これらに準ずる債券に係る保証債務（保証債務を履行した場合に、その履行した者がその履行した金額につき主たる債務者に対する求償権を取得するものとされるものに限る。）の負担をいう。

- 一| 輸出契約に基づく貨物の代金又は賃貸料
- 二| 仲介貿易契約に基づく貨物の代金又は賃貸料
- 三| 技術提供契約に基づく技術又は労務の提供の対価

14| (略)

15| この法律において「前払輸入契約」とは、貨物を輸入する契約のうち、その貨物の代金又は賃借料の全部又は一部を当該貨物の船積期日前に支払うことを条件とする契約であつて、政令

(新設)

(新設)

9| (略)

10| この法律において「前払輸入契約」とは、貨物を輸入する契約のうち、その輸入貨物の代金又は賃借料の全部又は一部を当該輸入貨物の船積期日前に支払うことを条件とする契約であつ

で定める事項についての定めがあるものをいう。

16| (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

17| この法律において「海外投資」とは、本邦法人、本邦人又は
出資外国法人等が行う次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

18| この法律において「海外事業資金貸付」とは、本邦法人若し
くは本邦人又は外国法人若しくは外国人が行う外国政府等、外
国法人若しくは外国人に対する本邦外において行う事業に必要
な資金に充てられる貸付金に係る債権若しくは当該資金を調達
するために発行される外国政府等若しくは外国法人の公債、社
債その他これらに準ずる債券（以下「海外事業資金貸付金債権
等」という。）の取得又は当該資金に充てられる外国政府等、
外国法人若しくは外国人の借入金若しくは当該資金を調達する
ために発行される外国政府等若しくは外国法人の公債、社債そ

て、政令で定める事項についての定めがあるものをいう。

11| (略)

12| この法律において「仲介貿易契約」とは、本邦法人又は本邦
人が一の外国の地域において生産され、加工され、又は集荷さ
れる貨物を他の外国の地域に販売し、又は賃貸する契約であつ
て、政令で定める事項についての定めがあるものをいう。

13| この法律において「仲介貿易者」とは、仲介貿易契約の当事
者であつて、貨物を販売し、又は賃貸するものをいう。

14| この法律において「仲介貿易代金貸付契約」とは、仲介貿易
契約に基づく仲介貿易貨物の代金又は賃貸料の支払に充てられ
る資金を外国政府等、外国法人又は外国人に貸し付ける契約で
あつて、政令で定める事項についての定めがあるものをいう。

15| この法律において「仲介貿易代金貸付者」とは、仲介貿易代
金貸付契約の当事者であつて、資金を貸し付けるものをいう。

16| この法律において「海外投資」とは、本邦法人又は本邦人が
行う次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

17| この法律において「海外事業資金貸付」とは、本邦法人又は
本邦人が行う外国政府等、外国法人若しくは外国人に対する本
邦外において行う事業に必要な長期資金に充てられる長期貸付
金に係る債権若しくは当該資金を調達するために発行される外
国政府等若しくは外国法人の公債、社債（社債、株式等の振替
に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号
に規定する短期社債を除く。以下この項において同じ。）その
他これらに準ずる債券（以下「貸付金債権等」という。）の取
得又は当該資金に充てられる外国政府等、外国法人若しくは外

その他これらに準ずる債券に係る保証債務（保証債務を履行した場合に、その履行した者がその履行した金額につき主たる債務者に対する求償権を取得するものとされるものに限る。）の負担をいう。ただし、外国法人又は外国人が行うものにあつては、本邦法人又は本邦人が輸出する貨物を使用する事業その他の対外取引に係る事業のうち、対外取引の健全な発達を図るために特に必要な事業として経済産業省令で定める事業に必要なものに限る。

第二章 独立行政法人日本貿易保険

第三節 業務等

（業務の範囲等）

第十三条 日本貿易保険は、第五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 （略）

2 日本貿易保険は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができる。

一 貿易保険により填補される損失と同種の損失についての保険（再保険を含む。）の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、これらの者が負う保険責任につき再保険を引き受けること。

国人の長期借入金若しくは当該資金を調達するために発行される外国政府等若しくは外国法人の公債、社債その他これらに準ずる債券に係る保証債務（保証債務を履行した場合に、その履行した者がその履行した金額につき主たる債務者に対する求償権を取得するものとされるものに限る。）の負担をいう。

第二章 独立行政法人日本貿易保険

第三節 業務等

（業務の範囲等）

第十三条 日本貿易保険は、第五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 （略）

2 日本貿易保険は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険（再保険を含む。）の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、これらの者が負う保険責任につき再保険を引き受けることができる。

（新設）

二 貿易保険以外の保険（通常の保険を除く。）であつて対外取引の健全な発達を図るために必要なものとして政令で定めるものの引受けを行う本邦法人を相手方として、当該保険の引受けによつて当該法人が負う保険責任につき再保険を引き受けること。

3 日本貿易保険による前項各号の再保険の引受けに係る再保険料率は、第一項の業務の健全な運営に支障を生ずることのないように定めなければならない。

第三章 貿易保険

第一節 総則

（貿易保険の種類）

第二十二条 貿易保険は、普通貿易保険、出資外国法人等貿易保険、貿易代金貸付保険、為替変動保険、輸出手形保険、輸出保証保険、前払輸入保険、海外投資保険及び海外事業資金貸付保険とする。

（代位）

第二十五条 日本貿易保険は、普通貿易保険、出資外国法人等貿易保険、貿易代金貸付保険、輸出保証保険、前払輸入保険、海外投資保険若しくは海外事業資金貸付保険について第二十七条第二項、第三十一条第二項、第三十四条第二項、第四十五条第二項、第四十九条第二項、第五十二条第二項若しくは第五十四条第二項に規定する損失が生じた場合又は輸出手形保険につ

（新設）

3 前項の規定により日本貿易保険が引き受ける再保険の再保険料率は、第一項の業務の健全な運営に支障を生ずることのないように定めなければならない。

第三章 貿易保険

第一節 総則

（貿易保険の種類）

第二十二条 貿易保険は、普通輸出保険、輸出代金保険、為替変動保険、輸出手形保険、輸出保証保険、前払輸入保険、仲介貿易保険、海外投資保険及び海外事業資金貸付保険とする。

（代位）

第二十五条 日本貿易保険は、普通輸出保険、輸出代金保険、輸出保証保険、前払輸入保険、仲介貿易保険、海外投資保険若しくは海外事業資金貸付保険について第二十七条第二項、第三十条第二項、第四十二条第二項、第四十六条第二項、第四十九条第二項、第五十二条第二項若しくは第五十四条第二項に規定する損失が生じた場合又は輸出手形保険について第三十七条第一

て第四十条第一項に規定する銀行等が荷為替手形の満期において支払を受けることができなかつた場合若しくは荷為替手形につき遡求を受けて支払つた場合において、被保険者又は保険金を受け取るべき者に対して保険金を支払つたときは、当該保険金の額に相当する金額を限度として、保険契約者又は被保険者が第三者に対して有する権利を取得する。

(二以上の契約に該当する場合の取扱い)

第二十六条 一の契約が、輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約のうち二以上に該当する場合における第五節及び第七節の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 一の契約が、次号に規定する場合を除き、輸出契約及び仲介貿易契約のいずれにも該当する場合、輸出契約及び技術提供契約のいずれにも該当する場合又は仲介貿易契約及び技術提供契約のいずれにも該当する場合には、当該一の契約は、当該契約に基づく輸出貨物の代金の額又は貸貸料の合計額（以下「輸出代金等」という。）が当該契約に基づく仲介貿易貨物（仲介貿易者が仲介貿易契約に基づいて販売し、又は賃貸する貨物をいう。以下同じ。）の代金の額若しくは貸貸料の合計額（以下「仲介貿易代金等」という。）に等しく若しくはこれを超え、又は当該契約に基づく技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供の対価の額（以下「技術提供対価等」という。）に等しく若しくはこれを超えるときは輸出契約と仲介貿易代金等が輸出代金等又は技術提供対価等を超えるときは仲介貿易契約と、技術提供対価等が輸出代金等を超え、又は仲介貿易代金等に等しく若しくはこれを超えるときは

項に規定する銀行等が荷為替手形の満期において支払を受けることができなかつた場合若しくは荷為替手形につき遡求を受けて支払つた場合において、被保険者又は保険金を受け取るべき者に対して保険金を支払つたときは、当該保険金の額に相当する金額を限度として、保険契約者又は被保険者が第三者に対して有する権利を取得する。

(二以上の契約に該当する場合の取扱い)

第二十六条 一の契約が、次項に規定する場合を除き、輸出契約及び技術提供契約のいずれにも該当する場合、輸出契約及び仲介貿易契約のいずれにも該当する場合又は技術提供契約及び仲介貿易契約のいずれにも該当する場合には、当該一の契約は、当該契約に基づく輸出貨物の代金の額又は貸貸料の合計額（以下「輸出代金等」という。）が当該契約に基づく仲介貿易貨物（仲介貿易者が仲介貿易契約に基づいて販売し、又は賃貸する貨物をいう。以下同じ。）の代金の額若しくは貸貸料の合計額（以下「仲介貿易代金等」という。）に等しく若しくはこれを超えるときは輸出契約と、技術提供対価等が輸出代金等を超え、又は仲介貿易代金等に等しく若しくはこれを超えるときは技術提供契約と、仲介貿易代金等が輸出代金等又は技術提供対価等を超えるときは仲介貿易契約とみなす。

2 一の契約が輸出契約、技術提供契約及び仲介貿易契約のいずれにも該当する場合には、当該一の契約は、技術提供対価等が輸出代金等を超え、かつ、仲介貿易代金等に等しく又はこれを超えるときは技術提供契約と、仲介貿易代金等が輸出代金等及

技術提供契約とみなす。

二 一の契約が輸出契約、仲介貿易契約及び技術提供契約のいずれにも該当する場合には、当該一の契約は、仲介貿易代金等が輸出代金等及び技術提供対価等を超えるときは仲介貿易契約と、技術提供対価等が輸出代金等を超え、かつ、仲介貿易代金等に等しく又はこれを超えるときは技術提供契約と、その他のときは輸出契約とみなす。

三 前二号の規定により一の契約が輸出契約とみなされる場合には、当該契約の当事者であつて貨物の輸出及び仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸又は技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供をするもの、当該契約に基づく仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸又は技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供並びにその仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料又は当該技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供の対価は、それぞれ、輸出者、貨物（第三十七条第二項の規定を適用する場合にあつては同項の政令で定める貨物、第四十五条第二項の規定を適用する場合にあつては同項の政令で定める貨物）の輸出及びその輸出貨物の代金とみなす。

四 第一号又は第二号の規定により一の契約が技術提供契約とみなされる場合には、当該契約の当事者であつて技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供及び貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸をするもの、当該契約に基づく貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸並びにその輸出貨物の代金若しくは賃貸料又はその仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料は、それぞれ、技術提供者、技術の提供又はこれに伴う労務の提供（第四十五条第二項の規定を適用する場合

び技術提供対価等を超えるときは仲介貿易契約と、その他のときは輸出契約とみなす。

3 前二項の規定により輸出契約とみなされる一の契約の当事者であつて、貨物の輸出及び技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供又は仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸をするものは、輸出者とみなす。

4 第一項又は第二項の規定により一の契約が輸出契約とみなされる場合には、第三節、第四節及び第六節の規定の適用については、当該契約に基づく技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供又は仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸及び当該技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供の対価又はその仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料は、それぞれ、貨物（第三十条第二項、第三十四条第二項又は第四十二条第二項の規定を適用する場合にあつては、これらの項の政令で定める貨物）の輸出及びその輸出貨物の代金とみなす。

5 第一項又は第二項の規定により一の契約が技術提供契約とみなされる場合には、第三節、第四節及び第六節の規定の適用については、当該契約の当事者であつて技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供及び貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸をするもの、当該契約に基づく貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸並びにその輸出貨物の代金若しくは賃貸料又はその仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料は、それぞれ、技術提供者、技術の提供又はこれに伴う労務の提供（第四十二条第二項の規定を適用する場合にあつては、外国における技術の提供又はこれに伴う労務の提供であつて同項の政令で定めるもの）及びこれらの対価とみなす。

にあつては、技術の提供又はこれに伴う労務の提供であつて同項の政令で定めるもの）及びこれらの対価とみなす。

第二節 普通貿易保険

(保険契約)

第二十七条 日本貿易保険は、普通貿易保険を引き受けることができる。

2 普通貿易保険は、次の各号のいずれかに該当する損失を填補する貿易保険とする。

- 一 輸出者が保険契約の締結後生じた次のいずれかに該当する事由によつて輸出契約に基づいて貨物を輸出することができなくなつたこと（イからホまでのいずれかに該当する事由が生じたため当該貨物の輸出が著しく困難となつたと認められる場合において、輸出契約で定める船積期日から保険契約で定める期間を経過した日まで当該貨物を輸出することができなかつたことを含む。）により受ける損失（輸出貨物について生じた損失を除く。）又は仲介貿易者が保険契約の締結後生じた次のいずれかに該当する事由によつて仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、若しくは賃貸することができなくなつたこと（イからホまでのいずれかに該当する事由が生じた

6 第一項又は第二項の規定により一の契約が仲介貿易契約とみなされる場合には、第八節の規定の適用については、当該契約の当事者であつて仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸及び貨物の輸出又は技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供をするもの並びにその輸出貨物の代金若しくは賃貸料又は当該技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供の対価は、それぞれ、仲介貿易者及びその仲介貿易貨物の代金とみなす。

第二節 普通輸出保険

(保険契約)

第二十七条 日本貿易保険は、普通輸出保険を引き受けることができる。

- 2 普通輸出保険は、輸出者（前条第一項又は第二項の規定により技術提供契約又は仲介貿易契約とみなされる契約の当事者であつて、貨物を輸出するものを含む。以下この節において同じ。）が保険契約の締結後生じた次の各号のいずれかに該当する事由によつて輸出契約（同条第一項又は第二項の規定により技術提供契約又は仲介貿易契約とみなされる契約を含む。以下この節において同じ。）に基づいて貨物を輸出することができなくなつたこと（第一号から第五号までのいずれかに該当する事由が生じたため当該貨物の輸出が著しく困難となつたと認められる場合において、輸出契約で定める船積期日から二月を経過した日まで当該貨物を輸出することができなかつたことを含む。）により受ける損失（輸出貨物について生じた損失を除く。）、輸出者が保険契約の締結後生じた第一号から第七号までの

ため当該貨物の販売又は賃貸が著しく困難となつたと認められる場合において、仲介貿易契約で定める船積期日から保険契約で定める期間を経過した日まで当該貨物を販売し、又は賃貸することができなかつたことを含む。）により受ける損失（仲介貿易貨物について生じた損失を除く。）

イ 外国において実施される為替取引の制限又は禁止

ロ 仕向国において実施される輸入の制限又は禁止

ハ 外国における戦争、革命又は内乱による為替取引の途絶
ニ 仕向国における戦争、革命又は内乱によりその国に輸入することができないこと。

ホ 本邦外において生じた事由による仕向国への輸送の途絶
ヘ イからホまでに掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、輸出契約又は仲介貿易契約の当事者の責めに帰することができないもの

ト 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）による輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸の制限又は禁止（同法第二十五条の二又は第五十三条の規定による禁止を除く。）

チ 輸出契約又は仲介貿易契約の相手方が外国政府等である場合において、当該相手方が当該輸出契約若しくは仲介貿易契約を一方的に破棄したこと又は当該相手方の責めに帰すべき相当の事由により輸出者若しくは仲介貿易者が当該輸出契約若しくは仲介貿易契約を解除したこと。

リ 輸出契約又は仲介貿易契約の相手方についての破産手続開始の決定その他これに準ずる事由

二 輸出者が輸出契約に基づいて貨物を輸出した場合に次のい

いずれかに該当する事由によつて輸出契約に基づいて輸出貨物の代金を回収することができなくなつたことにより受ける損失（輸出貨物について生じた損失を除く。）、輸出者がこれらの損失を受けたことによつて供給契約の当事者たる政令で定める貨物に係る生産者が供給契約に基づいて当該貨物を引き渡し、若しくは当該貨物の代金を回収することができなくなつたことにより受ける損失又は輸出者が保険契約の締結後生じた第一号から第七号までのいずれかに該当する事由による航海若しくは航路の変更により運賃若しくは保険料を新たに負担すべきこととなつたことにより受ける損失をてん補する貿易保険とする。

一 外国において実施される為替取引の制限又は禁止

二 仕向国において実施される輸入の制限又は禁止

三 外国における戦争、革命又は内乱による為替取引の途絶
四 仕向国における戦争、革命又は内乱によりその国に輸入することができないこと。

五 本邦外において生じた事由による仕向国への輸送の途絶
六 前各号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、輸出契約の当事者の責めに帰することができないもの

七 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）による輸出の制限又は禁止（同法第二十五条の二又は第五十三条の規定による禁止を除く。）

八 輸出契約の相手方が外国政府等である場合において、当該相手方が当該輸出契約を一方的に破棄したこと又は当該相手方の責めに帰すべき相当の事由により輸出者が当該輸出契約を解除したこと。

ずれかに該当する事由によつて当該貨物の代金若しくは賃貸料を回収することができないことにより受ける損失（仕向国における戦争、革命又は内乱により輸出貨物について生じた損失以外の輸出貨物について生じた損失を除く。）、仲介貿易者が仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、若しくは賃貸した場合に次のいずれかに該当する事由によつて当該貨物の代金若しくは賃貸料を回収することができないことにより受ける損失（仕向国における戦争、革命又は内乱により仲介貿易貨物について生じた損失以外の仲介貿易貨物について生じた損失を除く。）又は技術提供者が技術提供契約に基づいて技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供をした場合に次のいずれかに該当する事由によつて当該技術若しくは労務の提供の対価を回収することができないことにより受ける損失

- イ 外国において実施される為替取引の制限又は禁止
- ロ 外国における戦争、革命又は内乱
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約の当事者の責めに帰することができないもの
- ニ 輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約の相手方についての破産手続開始の決定
- ホ 輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約の相手方の保険契約で定める期間以上の債務の履行遅滞（輸出者、仲介貿易者又は技術提供者の責めに帰することができないものに限る。）
- 三 輸出者が第一号の損失又は前号の損失（同号イからハまでのいずれかに該当する事由により受ける損失に限る。第二十

九 輸出契約の相手方についての破産手続開始の決定その他これに準ずる事由

九条第三項において同じ。）を受けたことによつて供給契約の当事者たる政令で定める貨物に係る生産者が供給契約に基づいて当該貨物を引き渡し、又は当該貨物の代金を回収することができなくなつたことにより受ける損失

四 輸出者又は仲介貿易者が保険契約の締結後生じた第一号イからトまでのいずれかに該当する事由による航海又は航路の変更により運賃又は保険料を新たに負担すべきこととなつたことにより受ける損失

五 輸出者、仲介貿易者又は技術提供者が保険契約の締結後生じた第二号ロに該当する事由により政令で定める費用を新たに負担すべきこととなつたことにより受ける損失（前号の損失を除く。）

（保険価額）

第二十八条 前条第二項第二号の損失に係る普通貿易保険においては、輸出契約に基づく貨物の代金若しくは賃貸料、仲介貿易契約に基づく貨物の代金若しくは賃貸料又は技術提供契約に基づく技術若しくは労務の提供の対価（二以上の時期に分割して代金又は対価の決済を受けるべきときは、一の時期において決済を受けるべき当該代金又は対価の部分）の額を保険価額とする。

（保険金）

第二十九条 第二十七条第二項第一号の損失に係る普通貿易保険において日本貿易保険が填補すべき額は、輸出者が同号イからリまでのいずれかに該当する事由により輸出することができな

（新設）

（保険金）

第二十八条 輸出者を被保険者とする普通輸出保険において日本貿易保険がてん補すべき額は、輸出者が前条第二項各号のいずれかに該当する事由により輸出することができなくなつた貨物

くなつた貨物（同号イからホまでのいずれかに該当する事由が生じたためその輸出が著しく困難となつたと認められる場合において、輸出契約で定める船積期日から保険契約で定める期間を経過した日まで輸出することができなかつた貨物を含む。）の輸出契約に基づく代金の額又は仲介貿易者が同号イからリまでのいずれかに該当する事由により販売し、若しくは賃貸することができなくなつた貨物（同号イからホまでのいずれかに該当する事由が生じたためその販売又は賃貸が著しく困難となつたと認められる場合において、仲介貿易契約で定める船積期日から保険契約で定める期間を経過した日まで販売し、又は賃貸することができなかつた貨物を含む。）の仲介貿易契約に基づく代金の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険契約で定める一定の割合（以下「一定割合」という。）を乗じて得た金額とする。

一 貨物の処分その他損失を軽減するために必要な処置を講じて回収した金額又は回収し得べき金額

二（略）

三 貨物の輸出又は販売若しくは賃貸によつて取得すべきであつた利益（当該貨物に係る部分に限る。）の額

2 | 第二十七条第二項第二号の損失に係る普通貿易保険において日本貿易保険が填補すべき額は、保険価額のうち同号イからホまでのいずれかに該当する事由により輸出者若しくは仲介貿易者又は技術提供者が決済期限（同号ホに該当する事由によるときは、決済期限後保険契約で定める期間を経過した時。第二号において同じ。）までに回収することができない代金若しくは賃貸料又は対価の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額

（同項第一号から第五号までのいずれかに該当する事由が生じたためその輸出が著しく困難となつたと認められる場合において、輸出契約で定める船積期日から二月を経過した日まで輸出することができなかつた貨物を含む。）の輸出契約に基づく代金の額若しくは輸出契約に基づく輸出貨物の代金のうち輸出者が同項第一号から第七号までのいずれかに該当する事由により回収することができなくなつた金額から次の各号に掲げる金額を控除した残額又は輸出者が同項第一号から第七号までのいずれかに該当する事由による航海若しくは航路の変更により新たに負担すべきこととなつた運賃若しくは保険料の増加額に、保険契約で定める一定の割合（以下「一定割合」という。）を乗じて得た額とする。

一 輸出貨物の処分その他損失を軽減するために必要な処置を講じて回収した金額又は回収し得べき金額

二（略）

三 貨物の輸出によつて取得すべきであつた利益（当該貨物に係る部分に限る。）の額

2 | 前項の規定は、前条第二項に規定する生産者を被保険者とする普通輸出保険において日本貿易保険がてん補すべき額に準用する。

- に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。
- 一 当該事由の発生により支出を要しなくなった金額
 - 二 決済期限後に回収した金額
- 3 第二十七条第二項第三号の損失に係る普通貿易保険において日本貿易保険が填補すべき額は、輸出者が同項第一号の損失又は同項第二号の損失を受けたことによつて生産者が供給契約に基づいて引き渡すことができなくなつた貨物の供給契約に基づく代金の額又は供給契約に基づいて引き渡した貨物の代金の額のうち回収することができなくなつた金額から次の各号に掲げる金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。
- 一 貨物の処分その他損失を軽減するために必要な処置を講じて回収した金額又は回収し得べき金額
 - 二 当該事由の発生により支出を要しなくなつた金額
 - 三 貨物の引渡しによつて取得すべきであつた利益（当該貨物に係る部分に限る。）の額
- 4 第二十七条第二項第四号の損失に係る普通貿易保険において日本貿易保険が填補すべき額は、輸出者又は仲介貿易者が同項第一号イからトまでのいずれかに該当する事由による航海又は航路の変更により新たに負担すべきこととなつた運賃又は保険料の増加額に、一定割合を乗じて得た金額とする。
- 5 第二十七条第二項第五号の損失に係る普通貿易保険において日本貿易保険が填補すべき額は、輸出者、仲介貿易者又は技術提供者が同項第二号ロに該当する事由により新たに負担すべきこととなつた同項第五号の政令で定める費用の増加額から当該費用の増加額を新たに負担すべきこととなつたことにより取得

（新設）

（新設）

（新設）

した金額又は取得し得べき金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

(他契約に付随する輸出契約等に関する特例)

第三十条 輸出契約が、一の契約で当該契約に基づいて一の外国の地域から他の外国の地域に貨物が引き渡されるもの（以下この項において「貨物引渡契約」という。）の当事者であつて貨物を引き渡すものに当該貨物引渡契約に基づく債務の一部の履行に必要な貨物を輸出するもの（輸出貨物の代金の全部又は一部の決済期限が当該貨物引渡契約に基づく債務の履行の対価の全部又は一部の受領の日を基準として定められているものに限る。）である場合における第二十七条第二項第一号の規定の適用については、同号中「又は仲介貿易契約」とあるのは、「仲介貿易契約又は貨物引渡契約（第三十条第一項の貨物引渡契約をいう。以下この号において同じ。）」と、同号中「又は仲介貿易契約の相手方」とあるのは、「仲介貿易契約又は貨物引渡契約の相手方（貨物引渡契約にあつては、その当事者であつて、貨物の引渡しを受けるものをいう。以下この号において同じ。）」と、「若しくは仲介貿易契約」とあるのは、「仲介貿易契約若しくは貨物引渡契約」と、「若しくは仲介貿易者」とあるのは、「仲介貿易者若しくは貨物引渡契約の当事者であつて貨物を引き渡すもの」と、同号中「又は仲介貿易契約」とあるのは、「仲介貿易契約又は貨物引渡契約」とする。

2 | 輸出契約又は技術提供契約が、一の契約で当該契約に基づいて一の外国の地域から他の外国の地域に貨物が引き渡され、又は技術若しくは労務が提供されるもの（以下この項において「

(他契約に付随する輸出契約に関する特例)

第二十九条 輸出契約が、一の契約で当該契約に基づいて一の外国の地域から他の外国の地域に貨物が引き渡されるもの（以下この条において「貨物引渡契約」という。）の当事者であつて貨物を引き渡すものに当該契約に基づく債務の一部の履行に必要な貨物を輸出するもの（輸出貨物の代金の全部又は一部の決済期限が当該貨物引渡契約に基づく債務の履行の対価の全部又は一部の受領の日を基準として定められているものに限る。）である場合における第二十七条第二項の規定の適用については、同項第六号及び第九号中「輸出契約」とあるのは「輸出契約又は第二十九条の貨物引渡契約」と、同項第八号中「輸出契約の相手方」とあるのは「輸出契約又は第二十九条の貨物引渡契約の相手方（貨物引渡契約にあつては、その当事者であつて、貨物の引渡しを受けるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）」と、「当該輸出契約」とあるのは「当該輸出契約若しくは貨物引渡契約」と、「輸出者」とあるのは「輸出者若しくは第二十九条の貨物引渡契約の当事者であつて貨物を引き渡すもの」とする。

(新設)

「貨物等提供契約」という。）の当事者であつて貨物を引き渡し、又は技術若しくは労務を提供するものに当該貨物等提供契約に基づく債務の一部の履行に必要な貨物を輸出し、又は技術若しくは労務を提供するもの（輸出貨物の代金若しくは賃貸料又は技術若しくは労務の提供の対価の全部又は一部の決済期限が当該貨物等提供契約に基づく債務の履行の対価の全部又は一部の受領の日を基準として定められているものに限る。）である場合における第二十七条第二項第二号及び前条第二項の規定の適用については、同号ハ中「又は技術提供契約」とあるのは、「技術提供契約又は貨物等提供契約（第三十条第二項の貨物等提供契約をいう。以下この号及び第二十九条第二項において同じ。）」と、同号ニ中「又は技術提供契約の相手方」とあるのは、「技術提供契約又は貨物等提供契約の相手方（貨物等提供契約にあつては、その当事者であつて、貨物の引渡し又は技術若しくは労務の提供を受けるものをいう。ホにおいて同じ。）」と、同号ホ中「又は技術提供契約」とあるのは、「技術提供契約又は貨物等提供契約」と、同項中「決済期限」とあるのは「貨物等提供契約に基づく債務の履行の対価を受領すべき日を基準とする決済期限」とする。

第三節 出資外国法人等貿易保険

（保険契約）

第三十一条 日本貿易保険は、出資外国法人等貿易保険を引き受けることができる。

2 出資外国法人等貿易保険は、次の各号のいずれかに該当する

（新設）

（新設）

損失を填補する貿易保険とする。

一 出資外国法人等が保険契約の締結後生じた次のいずれかに該当する事由によつて出資外国法人等販売契約に基づいて貨物を販売し、若しくは賃貸することができなくなつたこと（イからホまでのいずれかに該当する事由が生じたため当該貨物の販売又は賃貸が著しく困難となつたと認められる場合において、出資外国法人等販売契約で定める船積期日（出資外国法人等が、当該貨物をその本店又は主たる事務所が所在する外国の地域に販売し、又は賃貸する場合にあつては、引渡しの日）から保険契約で定める期間を経過した日まで当該貨物を販売し、又は賃貸することができなかつたことを含む。）により受ける損失（出資外国法人等販売貨物（出資外国法人等が出資外国法人等販売契約に基づいて販売し、又は賃貸する貨物をいう。以下同じ。）について生じた損失を除く。）又は出資外国法人等が保険契約の締結後生じた次のいずれかに該当する事由によつて出資外国法人等仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、若しくは賃貸することができなくなつたこと（イからホまでのいずれかに該当する事由が生じたため当該貨物の販売又は賃貸が著しく困難となつたと認められる場合において、出資外国法人等仲介貿易契約で定める船積期日から保険契約で定める期間を経過した日まで当該貨物を販売し、又は賃貸することができなかつたことを含む。）により受ける損失（出資外国法人等仲介貿易貨物（出資外国法人等が出資外国法人等仲介貿易契約に基づいて販売し、又は賃貸する貨物をいう。以下同じ。）について生じた損失を除く。）

-
- イ 外国において実施される為替取引の制限又は禁止
- ロ 仕向国（本邦を除く。二及び次号において同じ。）において実施される輸入又は販売若しくは賃貸の制限又は禁止
- ハ 外国における戦争、革命又は内乱による為替取引の途絶
- ニ 仕向国における戦争、革命又は内乱によりその国に輸入し、又は販売し若しくは賃貸することができないこと。
- ホ 本邦外において生じた事由による仕向国への輸送の途絶
- ヘ イからホまでに掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、出資外国法人等販売契約又は出資外国法人等仲介貿易契約の当事者の責めに帰することができないもの
- ト 出資外国法人等販売契約又は出資外国法人等仲介貿易契約の相手方が外国政府等である場合において、当該相手方が当該出資外国法人等販売契約若しくは出資外国法人等仲介貿易契約を一方的に破棄したこと又は当該相手方の責めに帰すべき相当の事由により出資外国法人等が当該出資外国法人等販売契約若しくは出資外国法人等仲介貿易契約を解除したこと。
- チ 出資外国法人等販売契約又は出資外国法人等仲介貿易契約の相手方についての破産手続開始の決定その他これに準ずる事由
- 二 出資外国法人等が出資外国法人等販売契約に基づいて政令で定める貨物を販売し、若しくは賃貸した場合に次のいずれかに該当する事由によつて当該貨物の代金若しくは賃貸料を回収することができないことにより受ける損失（仕向国における戦争、革命又は内乱により出資外国法人等販売貨物につ
-

いて生じた損失以外の出資外国法人等販売貨物について生じた損失を除く。）、出資外国法人等が出資外国法人等仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、若しくは賃貸した場合に次のいずれかに該当する事由によつて当該貨物の代金若しくは賃貸料を回収することができないことにより受ける損失（仕向国における戦争、革命又は内乱により出資外国法人等仲介貿易貨物について生じた損失以外の出資外国法人等仲介貿易貨物について生じた損失を除く。）又は出資外国法人等が出資外国法人等技術提供契約に基づいて技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供をした場合に次のいずれかに該当する事由によつて当該技術若しくは労務の提供の対価を回収することができないことにより受ける損失

イ 外国において実施される為替取引の制限又は禁止

ロ 外国における戦争、革命又は内乱

ハ イ及びロに掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、出資外国法人等販売契約、出資外国法人等仲介貿易契約又は出資外国法人等技術提供契約の当事者の責めに帰することができないもの

ニ 出資外国法人等販売契約、出資外国法人等仲介貿易契約又は出資外国法人等技術提供契約の相手方についての破産手続開始の決定

ホ 出資外国法人等販売契約、出資外国法人等仲介貿易契約又は出資外国法人等技術提供契約の相手方（政令で定める者を除く。）の保険契約で定める期間以上の債務の履行遅滞（出資外国法人等の責めに帰することができないものに限る。）

三 出資外国法人等（出資外国法人等販売契約又は出資外国法人等仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、又は賃貸するものに限る。第三十三条第三項において同じ。）が保険契約の締結後生じた第一号イからへまでのいずれかに該当する事由による航海又は航路の変更により運賃又は保険料を新たに負担すべきこととなつたことにより受ける損失

四 出資外国法人等が保険契約の締結後生じた第二号ロに該当する事由により政令で定める費用を新たに負担すべきこととなつたことにより受ける損失（前号の損失を除く。）

（保険価額）

第三十二条 前条第二項第二号の損失に係る出資外国法人等貿易保険においては、出資外国法人等販売契約に基づく貨物の代金若しくは賃貸料、出資外国法人等仲介貿易契約に基づく貨物の代金若しくは賃貸料又は出資外国法人等技術提供契約に基づく技術若しくは労務の提供の対価（二以上の時期に分割して代金又は対価の決済を受けるべきときは、一の時期において決済を受けるべき当該代金又は対価の部分）の額を保険価額とする。

（保険金）

第三十三条 第三十一条第二項第一号の損失に係る出資外国法人等貿易保険において日本貿易保険が填補すべき額は、出資外国法人等が同号イからチまでのいずれかに該当する事由により販売し、若しくは賃貸することができなくなつた貨物（同号イからホまでのいずれかに該当する事由が生じたためその販売又は賃貸が著しく困難となつたと認められる場合において、出資外

（新設）

（新設）

国法人等販売契約又は出資外国法人等仲介貿易契約で定める船積期日（出資外国法人等が、出資外国法人等販売契約に基づいて貨物をその本店又は主たる事務所が所在する外国の地域に販売し、又は賃貸する場合にあつては、引渡しの期日）から保険契約で定める期間を経過した日まで販売し、又は賃貸することができなかつた貨物を含む。）の出資外国法人等販売契約又は出資外国法人等仲介貿易契約に基づく代金の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

一 貨物の処分その他損失を軽減するために必要な処置を講じて回収した金額又は回収し得べき金額

二 当該事由の発生により支出を要しなくなつた金額

三 貨物の販売又は賃貸によつて取得すべきであつた利益（当該貨物に係る部分に限る。）の額

2 | 第三十一条第二項第二号の損失に係る出資外国法人等貿易保険において日本貿易保険が填補すべき額は、保険価額のうち同号イからホまでのいずれかに該当する事由により出資外国法人等が決済期限（同号ホに該当する事由によるときは、決済期限後保険契約で定める期間を経過した時。第二号において同じ。）までに回収することができない代金若しくは賃貸料又は対価の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一 当該事由の発生により支出を要しなくなつた金額

二 決済期限後に回収した金額

3 | 第三十一条第二項第三号の損失に係る出資外国法人等貿易保険において日本貿易保険が填補すべき額は、出資外国法人等が

同項第一号イからへまでのいずれかに該当する事由による航海又は航路の変更により新たに負担すべきこととなつた運賃又は保険料の増加額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

4 第三十一条第二項第四号の損失に係る出資外国法人等貿易保険において日本貿易保険が填補すべき額は、出資外国法人等が同項第二号ロに該当する事由により新たに負担すべきこととなつた同項第四号の政令で定める費用の増加額から当該費用の増加額を新たに負担すべきこととなつたことにより取得した金額又は取得し得べき金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

第四節 貿易代金貸付保険

(保険契約)

第三十四条 日本貿易保険は、貿易代金貸付保険を引き受けることができる。

2 貿易代金貸付保険は、貿易代金貸付を行った者が次の各号のいずれかに該当する事由により貿易代金貸付金債権等の元本若しくは利子（以下「貸付金等」という。）を回収することができないことにより受ける損失又は第一号から第四号までのいずれかに該当する事由により保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行が生じたことによつて保証債務を履行したことにより受ける損失若しくは保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行（第一号から第四号までのいずれかに該当する事由によるものを除く。）が生じたことによつて保証債務を履行したことにより取得した求償権に基づき取得し得べき金額の回収ができない

第三節 輸出代金保険

(保険契約)

第三十条 日本貿易保険は、輸出代金保険を引き受けることができる。

2 輸出代金保険は、輸出者が輸出契約に基づいて政令で定める貨物を輸出した場合に次の各号のいずれかに該当する事由によつて当該輸出貨物の代金若しくは賃貸料を回収することができないことにより受ける損失（仕向国における戦争、革命又は内乱により輸出貨物について生じた損失以外の輸出貨物について生じた損失を除く。）、技術提供者が技術提供契約に基づいて技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供をした場合に次の各号のいずれかに該当する事由によつて当該技術若しくは労務の提供の対価を回収することができないことにより受ける損失又は輸出代金貸付者が輸出代金貸付契約に基づいて資金を貸し付

いこと（保証債務を負担した者の責めに帰することができず、かつ、その状態が求償権の取得の日から保険契約で定める期間を経過する日までの期間にわたるものに限る。）により受ける損失を填補する貿易保険とする。

一 外国において実施される為替取引の制限又は禁止

二 外国における戦争、革命又は内乱

三 前二号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、貿易代金貸付（保証債務の負担を除く。以下この項において同じ。）を行つた者若しくはその相手方又は保証債務を負担した者若しくは保証債務に係る主たる債務者若しくは債権者の責めに帰することができないもの

四 貿易代金貸付の相手方又は保証債務に係る主たる債務者についての破産手続開始の決定

五 貿易代金貸付の相手方の保険契約で定める期間以上の債務の履行遅滞（貿易代金貸付を行つた者の責めに帰することができないものに限る。）

（保険価額）

第三十五条 貿易代金貸付保険においては、貿易代金貸付に係る貸付金等又は保証債務（二以上の時期に分割して貸付金等の償還を受けるべきとき、又は保証債務を履行すべきときは、一の時期において償還を受けるべき当該貸付金等の部分又は履行すべき当該保証債務の部分）の額を保険価額とする。

（保険金）

第三十六条 貿易代金貸付保険において日本貿易保険が填補すべ

けた場合に次の各号のいずれかに該当する事由によつて当該貸付金を回収することができないことにより受ける損失をてん補する貿易保険とする。

一 外国において実施される為替取引の制限又は禁止

二 外国における戦争、革命又は内乱

三 前二号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、輸出契約、技術提供契約又は輸出代金貸付契約の当事者の責めに帰することができないもの

四 輸出契約、技術提供契約又は輸出代金貸付契約の相手方についての破産手続開始の決定

五 輸出契約、技術提供契約又は輸出代金貸付契約の相手方の三月以上の債務の履行遅滞（輸出者、技術提供者又は輸出代金貸付者の責めに帰することができないものに限る。）

3 | 日本貿易保険は、保険契約の申込みを承諾したときは、保険証券を作成し、保険契約者に交付する。

（保険価額）

第三十一条 輸出代金保険においては、輸出契約に基づく輸出貨物の代金若しくは賃貸料、技術提供契約に基づく技術若しくは労務の提供の対価又は輸出代金貸付契約に基づく貸付金（二以上の時期に分割して代金若しくは対価の決済又は貸付金の償還を受けるべきときは、一の時期において決済又は償還を受けるべき当該代金若しくは対価又は貸付金の部分）の額を保険価額とする。

（保険金）

き額は、保険価額のうち貿易代金貸付を行った者が第三十四条第二項各号のいずれかに該当する事由により償還期限（同項第五号に該当する事由によるときは、償還期限後保険契約で定める期間を経過した時。以下同じ。）までに回収することができない貸付金等の額又は同項第一号から第四号までのいずれかに該当する事由により保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行が生じたことにより保証債務の履行として支払った額若しくは保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行（同項第一号から第四号までのいずれかに該当する事由によるものを除く。）が生じたことによつて保証債務を履行したことにより取得した求償権に基づき取得し得べき金額について当該求償権の取得の日から保険契約で定める期間を経過する日までに回収することができない金額（保証債務を負担した者の責めに帰すべき事由により回収することができない金額を除く。）から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

- 一 当該事由の発生により支出を要しなくなった金額
- 二 償還期限後又は保証債務を履行した後若しくは求償権の取得の日から保険契約で定める期間を経過した日後に回収した金額

第三十二条 輸出代金保険において日本貿易保険がてん補すべき額は、保険価額のうち第三十条第二項各号のいずれかに該当する事由により輸出者若しくは技術提供者又は輸出代金貸付者がそれぞれ決済期限又は償還期限（同項第五号に該当する事由によるときは、決済期限又は償還期限後三月を経過した時。以下この節において同じ。）までに回収することができない代金若しくは賃貸料若しくは対価又は貸付金の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

- 一 当該事由の発生により支出を要しなくなった金額
- 二 決済期限又は償還期限後に回収した金額

（他契約に付随する輸出契約等に関する特例）

第三十三条 輸出契約又は技術提供契約が、一の契約で当該契約に基づいて一の外国の地域から他の外国の地域に貨物が引き渡され又は技術若しくは労務が提供されるもの（以下この条において「貨物等提供契約」という。）の当事者であつて貨物を引き渡し又は技術若しくは労務を提供するものに当該契約に基づき債務の一部の履行に必要な貨物を輸出し、又は技術若しくは労務を提供するもの（輸出貨物の代金若しくは賃貸料又は技術若しくは労務の提供の対価の全部又は一部の決済期限が当該貨物等提供契約に基づく債務の履行の対価の全部又は一部の受領の日を基準として定められているものに限る。）である場合における第三十条第二項及び前条の規定の適用については、第三十条第二項第三号及び第五号中「又は輸出代金貸付契約」とあるのは、「輸出代金貸付契約又は第三十三条の貨物等提供契約

第五節 為替変動保険

(保険契約)

第三十七条 (略)

2 為替変動保険は、輸出者が輸出契約（政令で定める貨物の輸出に係るものであつて、その貨物の代金又は賃貸料の全部又は一部が政令で定める外国通貨（以下「特定外国通貨」という。）をもつて表示されているものに限る。）に基づいて当該貨物を輸出した場合又は技術提供者が技術提供契約（技術又は労務の提供の対価の全部又は一部が特定外国通貨をもつて表示されているものに限る。）に基づいて技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供をした場合に、第一号に掲げる外国為替相場が第二号に掲げる外国為替相場に対してその百分の三を超えて低落したことにより、当該輸出貨物の代金若しくは賃貸料又は当該技術若しくは労務の提供の対価のうち、特定外国通貨をもつて表示されている部分（決済期限が保険契約の締結の申込みがあ

「と、同項第四号中「又は輸出代金貸付契約の相手方」とあるのは、「輸出代金貸付契約又は第三十三条の貨物等提供契約の相手方（貨物等提供契約にあつては、その当事者であつて、貨物の引渡し又は技術若しくは労務の提供を受けるものをいう。）」次号において同じ。）」と、前条中「それぞれ決済期限」とあるのは「それぞれ決済期限（次条に規定する場合にあつては、同条の貨物等提供契約に基づく債務の履行の対価を受領すべき日）を基準とする決済期限をいう。以下この条において同じ。」とする。

第四節 為替変動保険

(保険契約)

第三十四条 (略)

2 為替変動保険は、輸出者が輸出契約（政令で定める貨物の輸出に係るものであつて、その貨物の代金又は賃貸料の全部又は一部が政令で定める外国通貨（以下「特定外国通貨」という。）をもつて表示されているものに限る。）に基づいて当該貨物を輸出した場合又は技術提供者が技術提供契約（技術又は労務の提供の対価の全部又は一部が特定外国通貨をもつて表示されているものに限る。）に基づいて技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供をした場合に、第一号に掲げる外国為替相場が第二号に掲げる外国為替相場に対してその百分の三を超えて低落したことにより、当該輸出貨物の代金若しくは賃貸料又は当該技術若しくは労務の提供の対価のうち、特定外国通貨をもつて表示されている部分（決済期限が保険契約の締結の申込みがあ

つた日から政令で定める期間を経過するまでに満了するもの及び決済期限が保険契約の締結の申込みがあつた日から政令で定める期間を経過した後に満了するものを除く。以下「代金等」という。）について受ける損失を填補する貿易保険とする。

一・二 (略)

(保険金)

第三十八条 為替変動保険において日本貿易保険が填補すべき額は、輸出者又は技術提供者が回収した代金等の当該特定外国通貨をもつて表示された額（以下「外国通貨表示額」という。）を前条第二項第二号に掲げる特定外国為替相場場で本邦通貨に換算して得た金額（以下「本邦通貨表示額」という。）から、当該代金等の外国通貨表示額を同項第一号に掲げる特定外国為替相場場で本邦通貨に換算して得た金額及び当該代金等の本邦通貨表示額に百分の三を乗じて得た金額の合計額を控除した残額（当該代金等の本邦通貨表示額に政令で定める割合を乗じて得た金額を超えるときは、その額）とする。

(為替差益の納付)

第三十九条 保険契約者は、代金等が回収された日の特定外国為替相場場が第三十七条第二項第二号に掲げる特定外国為替相場場に対してその百分の三を超えて高騰したときは、回収された代金等の外国通貨表示額を代金等が回収された日の特定外国為替相場場で本邦通貨に換算して得た金額から、当該代金等の本邦通貨表示額に百分の三を乗じて得た金額を控除した残額（当該代金等の本邦通貨表示額に前条の政令で定める割合を乗じて得た

つた日から政令で定める期間を経過するまでに満了するもの及び決済期限が保険契約の締結の申込みがあつた日から政令で定める期間を経過した後に満了するものを除く。以下「代金等」という。）について受ける損失をてん補する貿易保険とする。

一・二 (略)

(保険金)

第三十五条 為替変動保険において日本貿易保険がてん補すべき額は、輸出者又は技術提供者が回収した代金等の当該特定外国通貨をもつて表示された額（以下「外国通貨表示額」という。）を前条第二項第二号に掲げる特定外国為替相場場で本邦通貨に換算して得た金額（以下「本邦通貨表示額」という。）から、当該代金等の外国通貨表示額を同項第一号に掲げる特定外国為替相場場で本邦通貨に換算して得た金額及び当該代金等の本邦通貨表示額に百分の三を乗じて得た金額の合計額を控除した残額（当該代金等の本邦通貨表示額に政令で定める割合を乗じて得た金額を超えるときは、その額）とする。

(為替差益の納付)

第三十六条 保険契約者は、代金等が回収された日の特定外国為替相場場が第三十四条第二項第二号に掲げる特定外国為替相場場に対してその百分の三を超えて高騰したときは、回収された代金等の外国通貨表示額を代金等が回収された日の特定外国為替相場場で本邦通貨に換算して得た金額から、当該代金等の本邦通貨表示額に百分の三を乗じて得た金額を控除した残額（当該代金等の本邦通貨表示額に前条の政令で定める割合を乗じて得た

金額を超えるときは、その額を日本貿易保険に納付しなければならぬ。

第六節 輸出手形保険

(保険契約)

第四十条 (略)

2 輸出手形保険は、銀行等が輸出貨物の代金の回収のため振り出された荷為替手形をその振出人から買い取ったことを日本貿易保険に通知することにより、その買取りにつき日本貿易保険と銀行等との間に、銀行等が荷為替手形の満期において支払を受けることができなかつた金額又は荷為替手形につき遡求を受けて支払った金額を填補すべき保険関係が成立する貿易保険とする。

(保険価額)

第四十一条 (略)

(保険金)

第四十二条 輸出手形保険の保険関係に基づいて日本貿易保険が填補すべき額は、保険価額のうち銀行等が荷為替手形の満期において支払を受けることができなかつた金額又は荷為替手形につき遡求を受けて支払った金額から次に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一・二 (略)

金額を超えるときは、その額を日本貿易保険に納付しなければならぬ。

第五節 輸出手形保険

(保険契約)

第三十七条 (略)

2 輸出手形保険は、銀行等が輸出貨物の代金の回収のため振り出された荷為替手形をその振出人から買い取ったことを日本貿易保険に通知することにより、その買取りにつき日本貿易保険と銀行等との間に、銀行等が荷為替手形の満期において支払を受けることができなかつた金額又は荷為替手形につき遡求を受けて支払った金額をてん補すべき保険関係が成立する貿易保険とする。

(保険価額)

第三十八条 (略)

(保険金)

第三十九条 輸出手形保険の保険関係に基づいて日本貿易保険がてん補すべき額は、保険価額のうち銀行等が荷為替手形の満期において支払を受けることができなかつた金額又は荷為替手形につき遡求を受けて支払った金額から次に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一・二 (略)

三 遡求権を行使して回収した金額

(遡求権の不行使)

第四十三条 日本貿易保険は、保険金を支払い、第二十五条の規定により、荷為替手形上の権利を取得した場合において、銀行等がその荷為替手形の満期において支払を受けることができず、又はその荷為替手形につき遡求を受けたことについて荷為替手形の振出人の責めに帰すべき事由がないときは、支払った保険金の額に相当する金額について遡求権を行使しないものとする。

(保険関係の成立の制限)

第四十四条 (略)

第七節 輸出保証保険

(保険契約)

第四十五条 (略)

2 輸出保証保険は、銀行法第二条第一項に規定する銀行その他政令で定める者(以下この節において「保証者」という。)が、入札をする者、輸出者又は技術提供者(以下「入札者等」という。)の委託に基づき政令で定める貨物の輸出又は技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供であつて政令で定めるものに関するこれらの者のためにした輸出保証について、次の各号のいずれかに該当する場合において、保険契約の締結後に当該輸出保証の相手方から保証債務の履行の請求を受け、保証の条件

三 そ求権を行使して回収した金額

(そ求権の不行使)

第四十条 日本貿易保険は、保険金を支払い、第二十五条の規定により、荷為替手形上の権利を取得した場合において、銀行等がその荷為替手形の満期において支払を受けることができず、又はその荷為替手形につきそ求を受けたことについて荷為替手形の振出人の責めに帰すべき事由がないときは、支払った保険金の額に相当する金額についてそ求権を行使しないものとする。

(保険関係の成立の制限)

第四十一条 (略)

第六節 輸出保証保険

(保険契約)

第四十二条 (略)

2 輸出保証保険は、銀行法第二条第一項に規定する銀行その他政令で定める者(以下この節において「保証者」という。)が、入札をする者、輸出者又は技術提供者(以下「入札者等」という。)の委託に基づき政令で定める貨物の輸出又は外国における技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供であつて政令で定めるものに関するこれらの者のためにした輸出保証について、次の各号のいずれかに該当する場合において、保険契約の締結後に当該輸出保証の相手方から保証債務の履行の請求を受け

に従いこれを履行したことにより受ける損失を填補する貿易保険とする。

一 主たる債務者たる入札者等が入札又は輸出契約若しくは技術提供契約に基づく債務であつて第二条第十四項第一号又は第二号に掲げる保証の対象とされるもの（以下「保証対象債務」という。）をその本旨に従つて履行したとき。

二 主たる債務者たる入札者等が保証対象債務をその本旨に従つて履行せず、又は履行することができなかった場合において、それが第二十七条第二項第一号イからリまでに掲げる事由その他の当該入札者等の責めに帰することができない事由のうち、当該入札者等が債務不履行の責任を負わないものとして当事者が定めたものによるものであるとき。

（保険価額）

第四十六条 （略）

（保険金）

第四十七条 輸出保証保険において日本貿易保険が填補すべき額は、保険価額のうち第四十五条第二項各号のいずれかに該当する場合には従い保証者が輸出保証の相手方から請求を受けて保証の条件に従い支払った金額（当該輸出保証が第二条第十四項第一号又は第二号の保証である場合において、違約金その他これに類する金銭の支払に代えて主たる債務の全部又は一部を主たる債務者に代わつて履行し、又は第三者に履行させたときは、そのために要した費用の額と違約金その他これに類する金銭の額とのいずれか少ない金額）から輸出保証の相手方から回収

、保証の条件に従いこれを履行したことにより受ける損失をてん補する貿易保険とする。

一 主たる債務者たる入札者等が入札又は輸出契約若しくは技術提供契約に基づく債務であつて第二条第九項第一号又は第二号に掲げる保証の対象とされるもの（以下「保証対象債務」という。）をその本旨に従つて履行したとき。

二 主たる債務者たる入札者等が保証対象債務をその本旨に従つて履行せず、又は履行することができなかった場合において、それが第二十七条第二項各号に掲げる事由その他の当該入札者等の責めに帰することができない事由のうち、当該入札者等が債務不履行の責任を負わないものとして当事者が定めたものによるものであるとき。

（保険価額）

第四十三条 （略）

（保険金）

第四十四条 輸出保証保険において日本貿易保険がてん補すべき額は、保険価額のうち第四十二条第二項各号のいずれかに該当する場合には従い保証者が輸出保証の相手方から請求を受けて保証の条件に従い支払った金額（当該輸出保証が第二条第九項第一号又は第二号の保証である場合において、違約金その他これに類する金銭の支払に代えて主たる債務の全部又は一部を主たる債務者に代わつて履行し、又は第三者に履行させたときは、そのために要した費用の額と違約金その他これに類する金銭の額とのいずれか少ない金額）から輸出保証の相手方から回収

した金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

(権利の不行使)

第四十八条 日本貿易保険は、保険金を支払い、第二十五条の規定により、保証者が輸出保証の保証債務の履行により取得した主たる債務者たる入札者等に対する求償権又は第二条第十四項第三号に掲げる保証を受けている場合における当該入札者等の賠償債務について保証した者に対する保証に係る金銭の支払請求権を取得した場合においては、これらを行使しないものとする。

第八節 前払輸入保険

(保険契約)

第四十九条 (略)

2 前払輸入保険は、前払輸入者が前払輸入契約に基づいて貨物を輸入することができなくなつた場合に次の各号のいずれかに該当する事由によつて当該前払輸入契約に基づいて当該貨物の船積期日前に支払つた代金又は賃借料(以下「前払金」という。)の返還を受けることができないことにより受ける損失を填補する貿易保険とする。

一〜四 (略)

五 前払輸入契約の相手方の前払金に係る債務の保険契約で定める期間以上の履行遅滞(前払輸入者の責めに帰することができないものに限る。)

した金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

(権利の不行使)

第四十五条 日本貿易保険は、保険金を支払い、第二十五条の規定により、保証者が輸出保証の保証債務の履行により取得した主たる債務者たる入札者等に対する求償権又は第二条第九項第三号に掲げる保証を受けている場合における当該入札者等の賠償債務について保証した者に対する保証に係る金銭の支払請求権を取得した場合においては、これらを行使しないものとする。

第七節 前払輸入保険

(保険契約)

第四十六条 (略)

2 前払輸入保険は、前払輸入者が前払輸入契約に基づいて輸入貨物を輸入することができなくなつた場合に次の各号のいずれかに該当する事由によつて当該前払輸入契約に基づいて当該輸入貨物の船積期日前に支払つた代金又は賃借料(以下「前払金」という。)の返還を受けることができないことにより受ける損失をてん補する貿易保険とする。

一〜四 (略)

五 前払輸入契約の相手方の前払金に係る債務の三月以上の履行遅滞(前払輸入者の責めに帰することができないものに限る。)

(保険価額)

第五十条 (略)

(保険金)

第五十一条 前払輸入保険において日本貿易保険が填補すべき額は、保険価額のうち第四十九条第二項各号のいずれかに該当する事由により前払輸入者が前払金の返還の期限(同項第五号に定める期間)を経過した時。第二号において同じ。)までに返還を受けることができない前払金の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一・二 (略)

(削る)

(削る)

(保険価額)

第四十七条 (略)

(保険金)

第四十八条 前払輸入保険において日本貿易保険がてん補すべき額は、保険価額のうち第四十六条第二項各号のいずれかに該当する事由により前払輸入者が前払金の返還の期限(同項第五号に該当する事由によるときは、前払金の返還の期限後三月を経過した時。第二号において同じ。)までに返還を受けることができない前払金の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一・二 (略)

第八節 仲介貿易保険

(保険契約)

第四十九条 日本貿易保険は、仲介貿易保険を引き受けることができる。

2| 仲介貿易保険は、次の各号のいずれかに該当する損失をてん補する貿易保険とする。

一 仲介貿易者(第二十六条第一項又は第二項の規定により輸出契約又は技術提供契約とみなされる契約の当事者であつて、仲介貿易貨物を販売し、又は賃貸するものを含む。以下この号及び第五十一条第一項において同じ。)が保険契約の締

結後生じた次のいずれかに該当する事由によつて仲介貿易契約（第二十六条第一項又は第二項の規定により輸出契約又は技術提供契約とみなされる契約を含む。以下この号及び第五十一条第一項において同じ。）に基づいて仲介貿易貨物を販売し、若しくは賃貸することができなくなつたこと（イからホまでのいずれかに該当する事由が生じたため当該仲介貿易貨物の販売又は賃貸が著しく困難となつたと認められる場合において、仲介貿易契約で定める船積期日から二月を経過した日まで当該仲介貿易貨物を販売し、又は賃貸することができなかつたことを含む。）により受ける損失（仲介貿易貨物について生じた損失を除く。）又は仲介貿易者が保険契約の締結後生じたイからホまでのいずれかに該当する事由による航海若しくは航路の変更により運賃若しくは保険料を新たに負担すべきこととなつたことにより受ける損失

イ 外国において実施される為替取引の制限又は禁止

ロ 仕向国において実施される輸入の制限又は禁止

ハ 外国における戦争、革命又は内乱による為替取引の途絶

ニ 仕向国における戦争、革命又は内乱によりその国に輸入することができないこと。

ホ 本邦外において生じた事由による仕向国への輸送の途絶
ヘ イからホまでに掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、仲介貿易契約の当事者の責めに帰することができないもの

ト 外国為替及び外国貿易法による仲介貿易貨物の販売又は賃貸の制限又は禁止（同法第二十五条の二の規定による禁止を除く。）

チ 仲介貿易契約の相手方が外国政府等である場合において、当該相手方が当該仲介貿易契約を一方的に破棄したこと又は当該相手方の責めに帰すべき相当の事由により仲介貿易者が当該仲介貿易契約を解除したこと。

リ 仲介貿易契約の相手方についての破産手続開始の決定その他のこれに準ずる事由

二 仲介貿易者が仲介貿易契約に基づく仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸（第二十六条第一項又は第二項の規定により仲介貿易契約とみなされる契約に基づく貨物の輸出又は技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供を含む。）をした場合に次
のいずれかに該当する事由によつて当該仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料を回収することができないことにより受ける
損失（仕向国における戦争、革命又は内乱により仲介貿易貨物のうち第三十条第二項の政令で定める貨物について生じた
損失以外の仲介貿易貨物について生じた損失を除く。）又は
仲介貿易代金貸付者が仲介貿易代金貸付契約に基づいて資金
を貸し付けた場合に次のいずれかに該当する事由によつて当
該貸付金を回収することができないことにより受ける損失

イ 外国において実施される為替取引の制限又は禁止

ロ 外国における戦争、革命又は内乱

ハ イ及びロに掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、仲介貿易契約又は仲介貿易代金貸付契約の当事者の責めに帰することができないもの

ニ 仲介貿易契約又は仲介貿易代金貸付契約の相手方についての破産手続開始の決定

ホ 仲介貿易契約又は仲介貿易代金貸付契約の相手方の三月

以上の債務の履行遅滞（仲介貿易者又は仲介貿易代金貸付者の責めに帰することができないものに限る。）

（保険価額）

第五十条 前条第二項第二号の損失に係る仲介貿易保険においては、仲介貿易契約に基づく仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料又は仲介貿易代金貸付契約に基づく貸付金（二以上の時期に分割して代金の決済又は貸付金の償還を受けるべきときは、一の時期において決済又は償還を受けるべき当該代金又は貸付金の部分）の額を保険価額とする。

（保険金）

第五十一条 第四十九条第二項第一号の損失に係る仲介貿易保険において日本貿易保険がてん補すべき額は、仲介貿易者が同号イからリまでのいずれかに該当する事由により販売し、若しくは賃貸することができなくなつた仲介貿易貨物（同号イからホまでのいずれかに該当する事由が生じたためその販売又は賃貸が著しく困難となつたと認められる場合において、仲介貿易契約で定める船積期日から二月を経過した日まで販売し、又は賃貸することができなかつた仲介貿易貨物を含む。）の仲介貿易契約に基づく代金の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額又は仲介貿易者が同号イからトまでのいずれかに該当する事由による航海若しくは航路の変更により新たに負担すべきこととなつた運賃若しくは保険料の増加額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

一 仲介貿易貨物の処分その他損失を軽減するために必要な処

（削る）

（削る）

置を講じて回収した金額又は回収し得べき金額

二 当該事由の発生により支出を要しなくなった金額

三 仲介貿易貨物の販売又は賃貸によつて取得すべきであつた利益（当該仲介貿易貨物に係る部分に限る。）の額

2 第四十九条第二項第二号の損失に係る仲介貿易保険において日本貿易保険がてん補すべき額は、保険価額のうち同号イからホまでのいづれかに該当する事由により仲介貿易者又は仲介貿易代金貸付者がそれぞれ決済期限又は償還期限（同号ホに該当する事由によるときは、決済期限又は償還期限後三月を経過した時。第二号において同じ。）までに回収することができない代金若しくは賃貸料又は貸付金の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一 当該事由の発生により支出を要しなくなった金額

二 決済期限又は償還期限後に回収した金額

第九節 海外投資保険

（保険契約）

第五十二条（略）

2 海外投資保険は、海外投資を行つた者が次の各号のいづれかに該当する事由により受ける損失を填補する貿易保険とする。

一（略）

二 第二条第十七項第一号に掲げる海外投資の相手方が戦争、革命、内乱、暴動、騒乱その他本邦外において生じた事由で

置を講じて回収した金額又は回収し得べき金額

二 当該事由の発生により支出を要しなくなった金額

三 仲介貿易貨物の販売又は賃貸によつて取得すべきであつた利益（当該仲介貿易貨物に係る部分に限る。）の額

2 第四十九条第二項第二号の損失に係る仲介貿易保険において日本貿易保険がてん補すべき額は、保険価額のうち同号イからホまでのいづれかに該当する事由により仲介貿易者又は仲介貿易代金貸付者がそれぞれ決済期限又は償還期限（同号ホに該当する事由によるときは、決済期限又は償還期限後三月を経過した時。第二号において同じ。）までに回収することができない代金若しくは賃貸料又は貸付金の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一 当該事由の発生により支出を要しなくなった金額

二 決済期限又は償還期限後に回収した金額

第九節 海外投資保険

（保険契約）

第五十二条（略）

2 海外投資保険は、海外投資を行つた者が次の各号のいづれかに該当する事由により受ける損失をてん補する貿易保険とする。

一（略）

二 第二条第十六項第一号に掲げる海外投資の相手方が戦争、革命、内乱、暴動、騒乱その他本邦外において生じた事由で

あつて海外投資を行つた者若しくはその相手方の責めに帰することができないものにより損害を受け、又は不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利若しくは利益であつて事業の遂行上特に重要なものを外国政府等によつて侵害されたことにより損害を受けて当該海外投資の相手方の事業の継続の不能その他政令で定める事由が生じたこと。

三 (略)

四 元本の喪失(第一号、第二号又は次号の事由によるものを除く。)により取得した金額、株式等に対する配当金又は不動産に関する権利等の喪失(第一号又は前号の事由によるものを除く。)により取得した金額(以下「取得金等」という。)を次のいずれかに該当する事由により政令で定める期間以上の期間本邦(出資外国法人等が海外投資を行つた場合にあつては、その本店又は主たる事務所が所在する外国の地域。次条第二項及び第五項において同じ。)に送金することができなかつたこと。

イホ (略)

五 第二条第十七項第一号に掲げる海外投資について、海外投資の相手方についての破産手続開始の決定(第二号に掲げるものを除き、海外投資を行つた者の責めに帰することができないものに限る。)が生じたこと。

3 (略)

(保険金)

第五十三条 前条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当

あつて海外投資を行つた者若しくはその相手方の責めに帰することができないものにより損害を受け、又は不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利若しくは利益であつて事業の遂行上特に重要なものを外国政府等によつて侵害されたことにより損害を受けて当該海外投資の相手方の事業の継続の不能その他政令で定める事由が生じたこと。

三 (略)

四 元本の喪失(第一号、第二号又は次号の事由によるものを除く。)により取得した金額、株式等に対する配当金又は不動産に関する権利等の喪失(第一号又は前号の事由によるものを除く。)により取得した金額(以下「取得金等」という。)を次のいずれかに該当する事由により政令で定める期間以上の期間本邦に送金することができなかつたこと。

イホ (略)

五 第二条第十六項第一号に掲げる海外投資について、海外投資の相手方についての破産手続開始の決定(第二号に掲げるものを除き、海外投資を行つた者の責めに帰することができないものに限る。)が生じたこと。

3 (略)

(保険金)

第五十三条 前条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当

する事由により受けた損失に係る海外投資保険において日本貿易保険が填補すべき額は、当該事由に係る元本、配当金請求権又は不動産に関する権利等の保険契約で定める方法により算出した評価額の減少額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

- 一 当該事由の発生により取得した金額又は取得し得べき金額
- 二 損失を軽減するために必要な処置を講じて回収した金額

2

前条第二項第四号の事由により受けた損失に係る海外投資保険において日本貿易保険が填補すべき額は、元本又は不動産に関する権利等（以下「元本等」という。）の喪失により取得した金額に係る損失にあつては同号イからホまでのいずれかに該当する事由により同号の政令で定める期間以上の期間本邦に送金することができなかつた金額（その事由の発生前に本邦に送金し得べきであつた金額を除く。以下「送金不能額」という。）

と当該元本等の取得のための対価の額（当該元本等を取得した後には保険契約に基づいて当該元本等を評価した場合にあつては、その直近の評価額）とのいずれか少ない金額から、株式等

する事由により受けた損失に係る海外投資保険において日本貿易保険がてん補すべき額は、元本に係る損失にあつては当該事由に係る元本について同項第一号の事由又は同項第二号の損害の発生の前前に評価した額と当該元本の取得のための対価の額とのいずれか少ない金額から、配当金請求権に係る損失にあつては当該事由に係る配当金請求権について同項第一号の事由又は同項第二号の損害の発生の前前に評価した額から、不動産に関する権利等に係る損失にあつては当該事由に係る不動産に関する権利等について同項第一号の事由又は同項第三号の損害の発生の前前に評価した額と当該不動産に関する権利等の取得のための対価の額とのいずれか少ない金額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

- 一 当該元本、配当請求権又は不動産に関する権利等についてそれぞれ当該事由の発生の直後に評価した額
- 二 当該事由の発生により取得した金額又は取得し得べき金額
- 三 損失を軽減するために必要な処置を講じて回収した金額

2

前条第二項第四号の事由により受けた損失に係る海外投資保険において日本貿易保険がてん補すべき額は、元本又は不動産に関する権利等（以下「元本等」という。）の喪失により取得した金額に係る損失にあつては同号イからホまでのいずれかに該当する事由により同号の政令で定める期間以上の期間本邦に送金することができなかつた金額（その事由の発生前に本邦に送金し得べきであつた金額を除く。以下「送金不能額」という。）と当該元本等の取得のための対価の額とのいずれか少ない金額から、株式等に対する配当金に係る損失にあつては送金不能額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、一定割合

に対する配当金に係る損失にあつては送金不能額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

一〇三 (略)

3 前条第二項第五号に該当する事由により受けた損失に係る海外投資保険において日本貿易保険が填補すべき額は、元本に係る損失にあつては当該事由に係る元本の取得のための対価の額(当該元本を取得した後に保険契約に基づいて当該元本を評価した場合にあつては、その直近の評価額)から、配当金請求権に係る損失にあつては当該事由に係る配当金請求権に基づき取得し得べき配当金の額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

一〇二 (略)

4 元本等について前三項の規定により算定した日本貿易保険が填補すべき額又はその累計額が当該元本等の取得のための対価の額(当該元本等を取得した後に保険契約に基づいて当該元本等の評価した場合にあつては、その直近の評価額)から次の各号に掲げる金額を控除した残額を超えるときは、日本貿易保険が填補すべき額は、これらの規定にかかわらず、その残額とする。

一 当該事由の発生前における当該元本等の喪失(前条第二項第一号から第三号まで又は第五号のいずれかに該当する事由によるものを除く。)により取得した金額又は取得し得べき金額(送金不能額が含まれる場合にあつては、これらの金額から当該送金不能額を控除した残額)とその喪失した元本等の取得のための対価の額(当該元本等を取得した後に保険契

を乗じて得た金額とする。

一〇三 (略)

3 前条第二項第五号に該当する事由により受けた損失に係る海外投資保険において日本貿易保険がてん補すべき額は、元本に係る損失にあつては当該事由に係る元本の取得のための対価の額から、配当金請求権に係る損失にあつては当該事由に係る配当金請求権に基づき取得し得べき配当金の額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とする。

一〇二 (略)

4 元本等について前三項の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額又はその累計額が当該元本等の取得のための対価の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額を超えるときは、日本貿易保険がてん補すべき額は、これらの規定にかかわらず、その残額とする。

一 当該事由の発生前における当該元本等の喪失(前条第二項第一号から第三号まで又は第五号のいずれかに該当する事由によるものを除く。)により取得した金額又は取得し得べき金額(送金不能額が含まれる場合にあつては、これらの金額から当該送金不能額を控除した残額)とその喪失した元本等の取得のための対価の額とのいずれか多い金額

約に基づいて当該元本等を評価した場合にあつては、その直近の評価額)とのいずれか多い金額

二・三 (略)

5 日本貿易保険は、第一項及び前二項の規定にかかわらず、前条第二項第一号から第三号まで又は第五号のいずれかに該当する事由の発生により取得した金額又は取得し得べき金額のうち次の各号のいずれかに該当する事由により本邦に送金することができない金額(その事由の発生前に本邦に送金し得べきであつた金額を除く。以下「送金不能取得額」という。)が生じたときは、第一項及び前二項の規定により算定した日本貿易保険が填補すべき額のほか、その額と第一項第一号、第三項第一号又は前項第二号に規定する金額から送金不能取得額を控除した残額をそれぞれ第一項第一号、第三項第一号又は前項第二号に規定する金額とみなして第一項及び前二項の規定を適用して算定した日本貿易保険が填補すべき額との差額を填補しなければならない。

一〇三 (略)

第十節 海外事業資金貸付保険

(保険契約)

第五十四条 (略)

2 海外事業資金貸付保険は、海外事業資金貸付を行った者が次の各号のいずれかに該当する事由により海外事業資金貸付金債権等の貸付金等を回収することができないことにより受ける損失又は第一号から第四号までのいずれかに該当する事由により

二・三 (略)

5 日本貿易保険は、第一項及び前二項の規定にかかわらず、前条第二項第一号から第三号まで又は第五号のいずれかに該当する事由の発生により取得した金額又は取得し得べき金額のうち次の各号のいずれかに該当する事由により本邦に送金することができない金額(その事由の発生前に本邦に送金し得べきであつた金額を除く。以下「送金不能取得額」という。)が生じたときは、第一項及び前二項の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額のほか、その額と第一項第二号、第三項第一号又は前項第二号に規定する金額から送金不能取得額を控除した残額をそれぞれ第一項第二号、第三項第一号又は前項第二号に規定する金額とみなして第一項及び前二項の規定を適用して算定した日本貿易保険がてん補すべき額との差額をてん補しなければならない。

一〇三 (略)

第十節 海外事業資金貸付保険

(保険契約)

第五十四条 (略)

2 海外事業資金貸付保険は、海外事業資金貸付を行った者が次の各号のいずれかに該当する事由により貸付金債権等の元本若しくは利子(以下「貸付金等」という。)を回収することができないことにより受ける損失又は第一号から第四号までのい

保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行が生じたことによつて保証債務を履行したことにより受ける損失若しくは保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行（第一号から第四号までのいずれかに該当する事由によるものを除く。）が生じたことによつて保証債務を履行したことにより取得した求償権に基づき取得し得べき金額の回収ができないこと（保証債務を負担した者の責めに帰することができず、かつ、その状態が求償権の取得の日から保険契約で定める期間を経過する日までの期間にわたるものに限る。）により受ける損失を填補する貿易保険とする。

一〇四（略）

五 海外事業資金貸付の相手方の保険契約で定める期間以上の債務の履行遅滞（海外事業資金貸付を行った者の責めに帰することができないものに限る。）

（保険価額）

第五十五条（略）

（保険金）

第五十六条 海外事業資金貸付保険において日本貿易保険が填補すべき額は、保険価額のうち海外事業資金貸付を行った者が第五十四条第二項各号のいずれかに該当する事由により償還期限（同項第五号に該当する事由によるときは、償還期限後保険契約で定める期間）を経過した時。以下同じ。）までに回収することができない貸付金等の額又は同項第一号から第四号までのいずれかに該当する事由により保証債務に係る主たる債務者の債

れかに該当する事由により保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行が生じたことによつて保証債務を履行したことにより受ける損失若しくは保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行（第一号から第四号までのいずれかに該当する事由によるものを除く。）が生じたことによつて保証債務を履行したことにより取得した求償権に基づき取得し得べき金額の回収ができないこと（保証債務を負担した者の責めに帰することができず、かつ、その状態が求償権の取得の日から三月を経過する日までの期間にわたるものに限る。）により受ける損失をてん補する貿易保険とする。

一〇四（略）

五 海外事業資金貸付の相手方の三月以上の債務の履行遅滞（海外事業資金貸付を行った者の責めに帰することができないものに限る。）

（保険価額）

第五十五条（略）

（保険金）

第五十六条 海外事業資金貸付保険において日本貿易保険がてん補すべき額は、保険価額のうち海外事業資金貸付を行った者が第五十四条第二項各号のいずれかに該当する事由により償還期限（同項第五号に該当する事由によるときは、償還期限後三月）を経過した時。以下同じ。）までに回収することができない貸付金等の額又は同項第一号から第四号までのいずれかに該当する事由により保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行が生

務の不履行が生じたことにより保証債務の履行として支払った額若しくは保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行（同項第一号から第四号までのいずれかに該当する事由によるものを除く。）が生じたことによつて保証債務を履行したことにより取得した求償権に基づき取得し得べき金額について当該求償権の取得の日から保険契約で定める期間を経過する日までに回収することができない金額（保証債務を負担した者の責めに帰すべき事由により回収することができない金額を除く。）から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一 (略)

二 償還期限後又は保証債務を履行した後若しくは求償権の取得の日から保険契約で定める期間を経過した日後に回収した金額

第四章 政府の再保険

(再保険の契約)

第五十七条 (略)

2 (略)

3 政府は、第十三条第二項各号の再保険の引受けによつて日本貿易保険が負う再保険責任について、再保険を引き受けることができる。

(再保険金)

第五十九条 第五十七条の再保険において政府が填補すべき額は

じたことにより保証債務の履行として支払った額若しくは保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行（同項第一号から第四号までのいずれかに該当する事由によるものを除く。）が生じたことによつて保証債務を履行したことにより取得した求償権に基づき取得し得べき金額について当該求償権の取得の日から三月を経過する日までに回収することができない金額（保証債務を負担した者の責めに帰すべき事由により回収することができない金額を除く。）から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一 (略)

二 償還期限後又は保証債務を履行した後若しくは求償権の取得の日から三月を経過した日後に回収した金額

第四章 政府の再保険

(再保険の契約)

第五十七条 (略)

2 (略)

3 政府は、第十三条第二項に規定する再保険の引受けによつて日本貿易保険が負う再保険責任について、再保険を引き受けることができる。

(再保険金)

第五十九条 第五十七条の再保険において政府がてん補すべき額は

、日本貿易保険が支払うべき貿易保険の保険金の額又は第十三条第二項各号に規定する再保険の再保険金の額から回収した金額を控除した残額に、経済産業大臣が定める割合を乗じて得た金額とする。

(回収金の納付)

第六十一条 (略)

2 日本貿易保険は、第三十九条の規定による納付を受けたときは、当該納付を受けた金額に第五十九条の経済産業大臣が定める割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。

は、日本貿易保険が支払うべき貿易保険の保険金の額又は第十三条第二項に規定する再保険の再保険金の額から回収した金額を控除した残額に、経済産業大臣が定める割合を乗じて得た金額とする。

(回収金の納付)

第六十一条 (略)

2 日本貿易保険は、第三十六条の規定による納付を受けたときは、当該納付を受けた金額に第五十九条の経済産業大臣が定める割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。

改正案

現行

第十六条 削除

（貿易保険法の特例）

第十六条 承認経営革新計画に従って中小企業者等がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で海外において経営革新のための事業を行う場合において、銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行その他経済産業省令で定める金融機関をいう。以下この条において同じ。）又は外国金融機関（外国の銀行その他の金融機関のうち経済産業省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）が当該外国関係法人等に対する当該事業に必要な短期資金に充てられる短期貸付金に係る債権（以下「海外経営革新貸付金債権」という。）を取得したときは、当該銀行等又は外国金融機関が行う海外経営革新貸付金債権の取得（以下「海外経営革新資金貸付」という。）は、貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第二条第十七項に規定する海外事業資金貸付（以下「海外事業資金貸付」という。）とみなす。

2 | 独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）

（）が前項の規定により海外事業資金貸付とみなされた海外経営革新資金貸付について貿易保険法第五十四条第一項の規定により同条第二項に規定する海外事業資金貸付保険（以下「海外事業資金貸付保険」という。）を引き受ける場合には、同項中「貸付金債権等」とあるのは、「貸付金債権等若しくは中小企業

の新たな事業活動の促進に関する法律第十六条第一項に規定する海外経営革新貸付金債権」とする。

3| 認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って複数の中小企業者がそれぞれの中小企業者の外国関係法人等の全部又は一部と共同で海外において異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う場合において、銀行等又は外国金融機関が当該外国関係法人等に対する当該事業に必要な短期資金に充てられる短期貸付金に係る債権（以下「海外異分野連携新事業分野開拓貸付金債権」という。）を取得したときは、当該銀行等又は外国金融機関が行う海外異分野連携新事業分野開拓貸付金債権の取得（以下「海外異分野連携新事業分野開拓資金貸付」という。）は、海外事業資金貸付とみなす。

4| 日本貿易保険が前項の規定により海外事業資金貸付とみなされた海外異分野連携新事業分野開拓資金貸付について海外事業資金貸付保険を引き受ける場合には、貿易保険法第五十四条第二項中「貸付金債権等」とあるのは、「貸付金債権等若しくは中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十六条第三項に規定する海外異分野連携新事業分野開拓貸付金債権」とする。

（中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備に必要な施策の総合的推進）

第三十五条 国は、この章に定める措置のほか、中小企業の新たな事業活動を担う人材の育成、中小企業の有する知的財産の適切な保護その他中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備に必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

（中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備に必要な施策の総合的推進）

第三十五条 国は、この章に定める措置のほか、中小企業の新たな事業活動を担う人材の育成、中小企業の有する知的財産の適切な保護、中小企業の対外取引に係る貿易保険制度の充実その他中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備に必要な

施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

○中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（地域産業資源活用事業計画の認定）</p> <p>第六条 中小企業者は、単独で又は共同で行おうとする地域産業資源活用事業に関する計画（中小企業者が第二条第一項第六号から第八号までに掲げる組合若しくは連合会を設立し、又は合併し、若しくは出資して会社を設立しようとする場合にあつてはその組合若しくは連合会又はその合併若しくは出資により設立される会社（合併後存続する会社を含む。）が行う地域産業資源活用事業に関するものを、中小企業者がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で地域産業資源活用事業（需要の開拓に係るものに限る。以下この項、第八条第二項及び第十一条第一項において同じ。）を行おうとする場合にあつては当該中小企業者が当該外国関係法人等と共同で行う地域産業資源活用事業に関するものを含む。以下「地域産業資源活用事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その地域産業資源活用事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>255（略）</p> <p>第十二条 削除</p> | <p>（地域産業資源活用事業計画の認定）</p> <p>第六条 中小企業者は、単独で又は共同で行おうとする地域産業資源活用事業に関する計画（中小企業者が第二条第一項第六号から第八号までに掲げる組合若しくは連合会を設立し、又は合併し、若しくは出資して会社を設立しようとする場合にあつてはその組合若しくは連合会又はその合併若しくは出資により設立される会社（合併後存続する会社を含む。）が行う地域産業資源活用事業に関するものを、中小企業者がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で地域産業資源活用事業（需要の開拓に係るものに限る。以下この項、第八条第二項、第十一条第一項及び第十二条第一項において同じ。）を行おうとする場合にあつては当該中小企業者が当該外国関係法人等と共同で行う地域産業資源活用事業に関するものを含む。以下「地域産業資源活用事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その地域産業資源活用事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>255（略）</p> <p>（貿易保険法の特例）</p> <p>第十二条 認定計画に従つて中小企業者がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で海外において地域産業資源活用事業を行う場合において、銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九</p> |

号) 第二条第一項に規定する銀行、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号) 第二条に規定する長期信用銀行その他経済産業省令で定める金融機関をいう。以下この項において同じ。) 又は外国金融機関(外国の銀行その他の金融機関のうち経済産業省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。) が当該外国関係法人等に対する当該事業に必要な短期資金に充てられる短期貸付金に係る債権(以下「海外地域産業資源活用事業貸付金債権」という。) を取得したときは、当該銀行等又は外国金融機関が行う海外地域産業資源活用事業貸付金債権の取得(以下「海外地域産業資源活用事業資金貸付」という。)(は、貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号) 第二条第十七項に規定する海外事業資金貸付(以下「海外事業資金貸付」という。) とみなす。

2 | 独立行政法人日本貿易保険が前項の規定により海外事業資金貸付とみなされた海外地域産業資源活用事業資金貸付について貿易保険法第五十四条第一項の規定により同条第二項に規定する海外事業資金貸付保険を引き受ける場合には、同項中「貸付金債権等」とあるのは、「貸付金債権等若しくは中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第十二条第一項に規定する海外地域産業資源活用事業貸付金債権」とする。

改正案

現行

第十五条 削除

（貿易保険法の特例）

第十五条 認定農工商等連携事業計画に従って中小企業者及び農林漁業者がそれぞれの外国関係法人等の全部又は一部と共同で海外において農工商等連携事業を実施する場合において、銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行その他経済産業省令で定める金融機関をいう。以下この項において同じ。）又は外国金融機関（外国の銀行その他の金融機関のうち経済産業省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）が当該外国関係法人等に対する当該事業に必要な短期資金に充てられる短期貸付金に係る債権（以下「海外農工商等連携事業貸付金債権」という。）を取得したときは、当該銀行等又は外国金融機関が行う海外農工商等連携事業貸付金債権の取得（以下「海外農工商等連携事業資金貸付」という。）は、貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第二条第十七項に規定する海外事業資金貸付（以下「海外事業資金貸付」という。）とみなす。

2 独立行政法人日本貿易保険が前項の規定により海外事業資金貸付とみなされた海外農工商等連携事業資金貸付について貿易保険法第五十四条第一項の規定により同条第二項に規定する海外事業資金貸付保険を引き受ける場合には、同項中「貸付金債権等」とあるのは、「貸付金債権等若しくは中小企業者と農林

漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十五条第一項に規定する海外農商工等連携事業貸付金債権」とする。